

住民税非課税世帯に対する電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付金(1世帯あたり7万円) 追加給付のお知らせ

笛吹市では、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加給付分)を低所得世帯に対して、支給します。対象世帯(対象と想定される世帯を含む)には、次に該当する通知書を2月上旬にお送りします。

支給対象となる世帯

令和5年12月1日時点で笛吹市に住民登録があり、令和5年度「市町村民税均等割が非課税」の世帯
※ただし次の場合は対象の世帯にはなりません。

- ・市町村民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成されている世帯
- ・単身世帯で令和5年12月1日以降に申請を行うことなく世帯主の方が亡くなられた世帯

- 本給付事業は、国の「重点支援地方交付金」を活用しています。
- 本給付金の受給に当たっては、非課税および差押え禁止などの取扱いとなります。
- 給付金を受給するには、申請が不要な場合と必要な場合があります。

※通知書の種類は以下の3種類があります。

給付額 1世帯あたり7万円



1 支給のお知らせ

〈対象〉前回価格高騰給付金(3万円)を口座振込(世帯主名義に限る)で受給済みの世帯

- 申請は「不要」です。 ※支給時期は2月中旬です。

支給予定日・支給口座は、「支給のお知らせ」をご確認ください。

※ただし、支給口座を変更したい方、受給を辞退する方は連絡と届出が必要です。

2 確認書

〈対象〉令和5年1月1日以前から本市に世帯全員の住民登録があった世帯で、①の対象世帯ではない世帯

- 申請が「必要」です。

内容を確認し、必要事項を記入して返送してください。

支給時期は市が確認書(不備がないもの)を受理した日から2~3週間後が目安です。

3 申請書

〈対象〉令和5年1月2日以降、本市に転入した方がいる世帯(転入世帯を含む)

- 支給対象となる場合のみ、申請してください。

支給時期は市が申請書(不備がないもの)を受理した日から3週間後が目安です。



申請手続きについて



1 「支給のお知らせ」が届く方

●申請は「不要」です。

ただし、次の場合には、連絡と届出が必要です。「支給のお知らせ」に記載の支給口座を変更したい場合、または受給を辞退したい場合は、**コールセンターにご連絡ください。**

※口座を変更した場合は、「支給のお知らせ」に記載の支給予定日以降の振込となります。

連絡期限:令和6年2月9日(金)

2 「確認書」が届く方

●申請が「必要」です。

支給対象と想定される世帯には、令和5年12月1日時点での世帯主宛てに**確認書**を送付します。内容(支給要件、確認事項など)を確認し、必要事項を記入して、添付書類と一緒に同封の返信用封筒で返送してください。

返送期限:令和6年4月30日(火)

3 「申請書」が届く方

●申請が「必要」です。

笛吹市では、令和5年度の課税情報が不明な方がいるため、令和5年12月1日時点での世帯主宛てに**申請書**を送付します。申請書に記載された誓約・同意事項を確認し、**すべてを満たす場合のみ**、必要事項を記入して、添付書類と一緒に同封の返信用封筒で申請してください。

申請期限:令和6年4月30日(火)

※ 令和5年度市町村民税均等割が、令和5年12月2日以降、期限後申告などにより、非課税となった場合は、コールセンターまでお問い合わせください。

- ❗ 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の詐取**」にご注意ください。
- ❗ 自宅や職場に都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、笛吹市役所や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

〈問合せ先〉

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金コールセンター(笛吹市生活援護課)

TEL. 055-269-7224

受付時間 平日9:30~16:30(土日祝を除く)